

議会改革調査特別委員会記録

平成25年10月3日（木）

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成25年10月3日（木）

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時2分）	2
議会基本条例の制定について	2
前文について	2
基本設計について	5
第1章及び第2章の案文について	9
休憩（午前11時9分）	14
再開（午前11時11分）	14
散会宣告（午前11時13分）	15

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成25年10月3日（木曜日）

出席委員（9名）

委員長	高橋伸介	委員	藤田幸久
副委員長	大橋智洋	委員	岡林薫
委員	前田富枝	委員	大塚光央
委員	広瀬ひとみ	委員	堀井勝
委員	清水薫		

本日の会議に付した事件

1. 議会基本条例の制定について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局課長代理	田中朗
事務局次長	五島祥文	事務局課長代理	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	鈴木義久
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	藤野亜希子

○高橋伸介委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時2分 開議)

○高橋伸介委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○高橋伸介委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○高橋伸介委員長 これから調査に入ります。

○高橋伸介委員長 議会基本条例の制定についてを議題とします。

○高橋伸介委員長 まず、前文については、前回の委員間での御協議に基づき、この間、正副委員長で調整を行った上で、お手元に配付の資料のとおり、事務局案を修正しております。

それでは、この案をもとに委員間で御協議をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 私どもの会派で正副委員長案を拝見させていただきまして、まとめるのに本当に御苦労いただいたと思います。ありがとうございます。

2点だけ、ぜひここは修正していただきたいなと思っている点がありまして、それは前文(案)の上から7行目、「ともに市民福祉の向上と」とありますけれども、ここが削除という形になっています。この「市民福祉の向上」というのは、地方自治法第1条の2に位置付けられている、地方自治体の目的でもありますので、そうした目的そのものは、やはり前文の中にしっかりと位置付けておくことが大切ではないかということで、「市民福祉の向上」、これは7文字程度なので、ぜひ入れていただきたいというのが一つです。

それから、中段のところの「市民とともに語り、市民に開かれた議会」、「市民とともに歩む、市民参加の議会」、「市民の声を聞き、市民に身近な信頼される議会」というところを「市民に身近な信頼される議会」の一つにまとめようという形での修正になっているんですけれども、本来、ここが、こういう議会を目指すんだという一番大切な部分であるので、短い言葉の中にもできるだけこれらの意味を含めてということで、例えば、「市民に開かれ信頼される議会」という形でまとめることができないかという意見となっております。

○高橋伸介委員長 ありがとうございます。

ただいま、広瀬委員から、7行目、「市政の発展に力を注いでいきます」の前に「市民福祉の向上」を挿入するというのと、13行目、「市民に身近な信頼される議会」を「市民に開かれ信頼される議会」とするという御提案をいただきましたけれども、皆さん方の御意見はいかがでしょう。

○藤田幸久委員 広瀬委員からは、7行目に「市民福祉の向上」を入れたらどうかということなんですけれども、「市政の発展」ですので、当然「市民福祉の向上」も含まれるという形で受け止めれば、そこまで特化して入れる必要は余りないんじゃないかと思います。

それから、先ほどの「市民に身近な信頼される議会」というところで、実はうちの会派として、「市民とともに語り」云々、この削除されている部分を最初に提案させていただいた

わけでありませけれども、ちょっと長いということもありまして、この「信頼」という中にもう全部が含まれると思いますので、我が会派としましては、「市民に信頼される議会」でいいんじゃないかということでもとまりました。

○清水 薫委員 全体として、今回の案について、大きな異見というか、反論みたいなものは別になんかありませんけれども、ただ、前回のときに会派として申し上げたことを、やはり、今回も意見としてこれだけはぜひとも言うておこう、そういうふうにもとまりましたので。

それは何かというと、この最後の部分はかなり簡略化され、「言論の府」、「立法の府」というところに続く3行ぐらいが消えたということで、これは重複しているようにも思うんですけれども、我々としては、やっぱり、市民の方から見たら、これを1行だけで書くのではなく、本来、その中身の説明みたいな部分が3行ほどあってしかるべきではないかということが一つです。

それと、前回にも申し上げたんですけれども、議会であるならば、「市民に身近な信頼される議会」の実現です。そのためには、」の次に、「言論の府」云々の部分が来て、そして「市政の課題や状況」云々という、やっぱり、この順番の方が議会としてふさわしいのではないかということで、それは一つの意見としてあえて述べておこうと。そういう形にさせていただきたいと思います。

別に、原案の部分について、これはどうかというような、大きな反対ありません。ただ、会派としては、あえてちょっと意見として述べさせていただきたいという、その程度です。

○高橋伸介委員長 会派内で御検討された中で、最初に御提案されたようなことにこだわりは持つものの、この提案でもよいということでもよろしゅうございますか。

○清水 薫委員 はい。

○高橋伸介委員長 ありがとうございます。他にございませんか。

○大橋智洋委員 今お示していただいている、この簡略化されたものが、限りなくベターに近いのかなと思っております。

○前田富枝委員 私どもも正副委員長案でいいと思うんですけれども、さっき藤田委員がおっしゃったのは、「身近な」というのは消すということですね。「市民に信頼される議会の実現」にするということをおっしゃったんですね。

○藤田幸久委員 そうです。

○前田富枝委員 わかりました。

○堀井 勝委員 今、皆さんがおっしゃっていることは十分わかります。前文のことですし、余り長々と書き入れるのはだめだけれども、やっぱり、私は、いろいろな意見が出ていることは書き入れておいた方がいいんじゃないかなと。

正副委員長さんでおまとめいただいたんですけれども、追加することがあれば、ぜひそういったことも追加していただけたらいいかなと思います。

○高橋伸介委員長 最後に、私どもの会派では、「福祉の向上」という部分について、これは他の基本条例に結構組み入れられている言葉なんですけど、本市の場合、福祉が最も重要というものの、福祉だけではなく、やっぱり、教育、それから都市基盤整備とか、最近ですと防災や減災とか、本当に何を外しても必要だなという文言がたくさんございますので、そういう意味では、議会として、この「市政の発展」という言葉に集約してはどうかという意見

でございました。

それと、先ほど提案された13行目、「市民に身近な信頼される議会」について、これは会派では話しておりませんでした。が、「市民に信頼される」という非常にシンプルな形で、すべて包含されるのかなという感じを受けました。

○広瀬ひとみ委員 今、委員長からお話があった部分なんですけれども、「市民福祉の向上」については、藤田委員からも「市政の発展」という言葉の中にすべてが含まれているのではないかというお話だったと思うんですね。

どこの議会基本条例を見ても、この2つが対になって書かれているのがほとんどではないかと思っているんですけれども、「市民福祉」と言ったとき、単に福祉部にかかわるような、そういう狭い範疇で言われるところの福祉ということではなくて、地方自治法が求めている市民福祉というものは、やっぱり、もっと幅広いものを意味しているのではないかと感じています。憲法が言うところの生存権であったり、基本的人権の尊重であったり、幸福追求権であったり、そういう幅広い意味での市民福祉の向上というものでなければいけないし、そういう意味で書き込むべきではないのかと。

市政の発展というのは、そこに暮らしている人たち、住民の皆さんの幸せを考えて本当はあるべきなんですけれども、その前段のところになかったら、これがなくて「市政の発展」とだけ言うと、やっぱり、何かどうもすっきりしないというのが私どもの会派の強い思いがあります。なので、市民福祉の「向上」なのか、市民福祉の「増進」なのか、言い方はあるんですけれども、これは絶対に外してはいけない言葉じゃないかと。

「福祉」と言うと、今おっしゃったみたいに、すぐ狭い範疇での福祉だけにとらわれてしまうのではないかということであれば、それ自身を「市民の幸福」という言葉で表すような動きもあるので、そういう言葉でもいいんですけれども、従来使われてきたのは「市民福祉」という言葉ではないかと感じているところです。

もう1点、「信頼される議会」に集約されるのではないかという部分なんですけれども、確かにそうなんです。が、当たり前過ぎないかなと。「市民に信頼される議会」というのは当たり前だと。議会改革の中で議会基本条例を定めていくときに、「信頼される議会」と言うだけで、果たしてこれからの新たな議会をつくっていくという姿を表すことができるのかというのが若干気になるということです。

○大塚光央委員 広瀬委員のおっしゃっていることはよく理解できるんですけれども、ただ、今おっしゃっているのは、地方自治法に基づく自治体の責務、それを具体的に表現すべきだということですよ。そうすると、一番初めの一、二行でそれは網羅されているように思うんですけれども、それではいけないわけですか。

○広瀬ひとみ委員 確かに「地方自治法に基づき」と書いているので、その言葉を外したからといって、何もそういう意味を全く抜かした地方自治体の運営になるとか、目的がなくなるとかということではないし、私たちが目指すものもなくなるというわけではないんですけれども、やっぱり、それはしっかりと明記して、そのための市政の発展だという位置付けが明らかになっている方がはるかによいと。わかりやすいと。

○高橋伸介委員長 私の記憶で申し訳ないんですけれども、2000年の自治法改正がございました。これは大改正と言われ、小泉政権のときだったんですけれども、当時、総務関係の

外部研修のときに、昨今、自治体の役割は非常に広範囲にわたってきているということで、福祉の増進はもう基本として、法定受託事務の部分も含めまして、広く施策を考えていっていただきたいと言われた記憶があるんです。

これはもう10数年前の私の記憶なんですけれども、その趣旨からしますと、やはり、前文では、広く「市政」という形がそぐうのではないかと。また、今後、各章で具体に入ってまいりますので、その辺でちょっと加味していけばどうかなと思っています。

今回は、あくまでも暫定で考えておりますので、まずは、今、御意見をいただいた中で、7行目、「市政の発展」のところはもうそのままできかせていただきまして、13行目も、これは「市政の発展」という流れの中でくどく言うこともないということで、「身近な」を省き、「市民に信頼される議会」という形で、現時点での前文としたいと思っております。

今、私が申し上げました形で、一旦確認していただくということによろしいでしょうか。

○**広瀬ひとみ委員** 今、確認するという事なんですけれども、納得は全然していません。

最後に議論するんだったら、ここには強くこだわっていますということ、そのときにも、もう一遍言わせていただきたいと思ひますし、「市政の発展」と言ったときに、一般の人はどんなイメージを抱くのかなということはずっと考えていたんです。

「市政の発展」とはどんなことかと言われたら、どう説明しようかなということはずっと考えていて、何か本当に難しいなと。よく使うんですけれどもね。市政の発展のために頑張りますとか、市政の発展に寄与しますとか。使うけれども、実際問題、その具体のイメージが難しく、私たちが説明するには、やっぱり、そこに住んでいる住民の皆さんの幸福のために頑張るんですということが一番わかりやすいと思っています。

なので、とりあえず、きょうの議論はこれで終わりになったとしても、うちの会派としては、もう一遍議論してほしいということ強く委員長にお願いしておきたいと思ひます。

○**高橋伸介委員長** 今の御発言はちゃんと記録に残しておりますので、その流れで進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

これは、今後、案文作成作業が進む中で修正の必要が生じることも考えられます。その都度、もしくは案文作成作業が最終段階に至った時点で、改めて御協議いただくことも視野に入れる必要がございます。その際には、委員の皆さんの御協力をよろしくお願ひいたします。

○**高橋伸介委員長** それでは、前文についての本日の協議は、この程度にとどめます。

○**高橋伸介委員長** 次に、枚方市議会基本条例の基本設計について、委員間で御協議をお願ひいたします。

本件については、前回の委員会で一定御協議いただきましたが、特に四日市市議会基本条例第3章の第16条文書質問の規定の要否について、会派に持ち帰って御検討いただくようお願ひしていたところでございます。

それでは、順に御検討の結果をお聞かせいただきたいと思ひます。

まず、自由民主党議員団、前田委員。

○**前田富枝委員** 前回、皆さんもちょっと御意見をおっしゃっていたように、枚方市議会では一般質問に対し1人30分という公平な時間配分があるということで、会派に持ち帰らせていただきましたが、やっぱりそれは必要ないんじゃないかという意見になりました。

○**高橋伸介委員長** 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。

○**広瀬ひとみ委員** うちの会派も、前回にお話しさせてもらったように、会派として特にそういう制度を作らなくてはならないという認識には達していないということです。

○**高橋伸介委員長** 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。

○**清水 薫委員** 私たちのところも、現状では必要性を感じないという結論になりました。

○**高橋伸介委員長** 次に、民主クラブ、大橋委員。

○**大橋智洋委員** 今、お話が出ていたとおりなんですけど、これまでの2年間、この件について議論していないということも大きいのかなと。議論していないので、いきなりやるというのもちょっとということで、否定的なところですね。

○**高橋伸介委員長** 次に、公明党議員団、藤田委員。

○**藤田幸久委員** 我が会派も、一般質問の機会とか、理事者とのヒアリングの機会とか、そういった、質疑応答を意欲的にできる場がありますので、必要ないかなという意見です。

○**高橋伸介委員長** 次に、民主市民議員団、堀井委員。

○**堀井 勝委員** うちの、ぜひ残していただきたいということです。

○**高橋伸介委員長** 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。

先ほど委員から既に出ておりますが、枚方市議会では、会派内のやりとりは別といたしまして、既に本会議ごとに1人30分という一般質問が担保されている。そのことから、特に必要ないのではないかという意見でございました。

○**高橋伸介委員長** 全会派から御意見をいただいたんですけども、他にございませんか。

○**堀井 勝委員** 特に、この間の枚方市議会の歴史的な経過を踏まえて、共産党議員団さんと公明党議員団さんに、なぜそのように思われるのか、お聞かせいただきたい。

○**広瀬ひとみ委員** 文書質問が要らないと考えている理由ということですか。

○**堀井 勝委員** そうです。

○**広瀬ひとみ委員** 先ほども言いましたけれども、必要性を十分認識できていないということなんです。はっきり言うと、先ほど言われているみたいに一般質問の機会もありますので、文書でわざわざ回答をもらわなくてはならないという場面に、私たち議員団として余り遭遇していないという。ですから、会派の議員の中でも、必要性がもう一つぴんときていないというのが一番わかりやすい言葉かなと思うんですけども。はっきり言って、ぴんときていない。四日市市に行ったときにも、お話を聞いたんですけども、私自身、もう一つ、どういうイメージなのかを十分に認識できていなかったというのが実際のところなんです。

○**岡林 薫委員** 先ほども多くの皆さんが同じような意見だったと思うんですけども、全国にいろいろな市議会があると思います。やっぱり、いろいろ違うと思うんですね。

そういった中で、先ほどもお話がありましたように、うちの市議会の場合、一般質問では皆さんに本当に平等の時間があります。文書でやりとりをしなくても、十分に自分の主張もできるし、質問もできるのではないかという意見が多くの皆さんから出ましたので、うちの会派では、このような意見、結論になりました。

○**堀井 勝委員** 今、大方の御意見が、平等に一般質問できるということでもいいじゃないかということだと思うんですけども、単に一般質問だけが議員の仕事ではなくて、やっぱり、行政を執行していく上での予算や決算を精査すると、これがいわゆるチェック機関としての議員の姿勢ですね。これに参加できないというのは、議員としての致命傷だと私は思います。

私が先ほど「歴史的な経過を踏まえて」とお聞きしたのは、共産党議員団さんですと、野村伊三郎さんという大先輩がおられて、この人がお1人だけ。そこからのスタートなんです。36人中にたった1人ですよ。共産党議員団さんの言い分を本当に反映させようと思っても、そのようなことだったら反映できないと私は思うんです。

公明党議員団さんも、もう亡くなられましたけれども、永村欽三さんという方がお1人。そこから、長谷川開紀さんや渡部 聰さんが出てこられて、現在では8人。共産党議員団さんも、黒田さんが出てこられたり、府議会議員をして亡くなられた諸田さんが出てこられたりして、6人になったり、今は3人になったりということです。

こうした変遷を経ているわけですがけれども、党として、また議員として、どういう活動をしているかということが赤裸々でないと、支持している人にしたら、何や、たった30分の時間、一般質問をやっているだけじゃないかということしか残らない。

これは議会に対する質問ではなく、理事者に対する書面での質問で、やっぱり、予算や決算に対する考え方はどうなのかということを広く有権者、自分の支持者に広めていかないといけないわけですから、当然そういうことが保障されてしかるべきというのが私の意見です。

○広瀬ひとみ委員 ぴんときていないと言った意味は、議会での質問であれば、やりとりをすることになりますよね。当然、市は市の見解があると。けれども、市民の実際の状況であるとか、いろいろなことを考えると今のやり方でいいのかというようなことを言って、市が答弁してと。こういう議論が議会の場ではありますよね。

文書質問というと、回答が来るだけということで、それであれば、ヒアリングの場とか、住民の方が来られている場合だったら一緒に要望するとか、そういう形でも十分対応することができますよね。それとどう違うのかなというのが、何かもう一つわかっていないところなんですけれどもね。

○堀井 勝委員 委員間の協議ですし、特にお父さんが議員をされていたので、ちょっとしゃべらせてもらいたいですけれども、野村さんに次いで出てこられたのが諸田さん、その次がおたくのお父さんですよ。家へ帰って、一遍、お父さんによく聞いてください。どんなに苦勞して共産党議員団を今の勢力にしたか、公明党議員団さんがどんなに苦勞して今の勢力にしたかを。

ヒアリングするのは課長ですよ。よく来て部長です。やっぱり、市政をただすというなら、市長に対してどうするのかということを持たないと。市長とはヒアリングできないので、やっぱり、書面でこういうことについてはどうなんだと。回答が返ってきたら、それは違うじゃないかということで書面を交わすと。

それも限度はあるから、一定、何かの歯止めはしないといけないかもわかりません。無限にするということではできないかもしれませんが、そういうことを保障すべきだと。

ましてや、この委員会では議会改革をしようというんだから、現状を追認するという委員会ではないわけだから、当然、前向きに、今までにないようなことをいろいろと取り入れていく。そういうのが議会改革であって、私に言わせると、今のままの状態を追認していくんだったら、議会改革調査特別委員会というのは要らないわけです。

○清水 薫委員 前回も言いましたけれども、四日市市議会の場合は、会派についても共産党さんが2名しかおられないということで、質問も制限されていて、1年間に120分とか、

時間も決まっているというようなことも言われていました。四日市市議会の場合は、あくまでも一般質問と同レベルの質問なんだということをおっしゃっていたと思うんですね。

だから、堀井委員が今おっしゃっている予算・決算審査の問題と、この文書質問を一緒にするのかと。そうではなく、予算・決算審査の在り方の部分は、この基本条例の中に入れ込む文書質問とはまたちょっと違うのかなという感じがするんですけれどもね。堀井委員がおっしゃっていることも、去年、十二分に時間をかけて議論されたみたいですがけれども、その部分と、こちらで規定する一般的な文書質問とはちょっと違うのかなと。

実は、会派で最初に議論したとき、文書質問があるんだったら、もう代表質問も何もかも一切やらなくてもいいんじゃないか、文書質問だけやればいいんじゃないかという話も出たんです。でも、やっぱり、自分たちの分がある、均等に30分という時間の割り当てがあるということで、それもやっぱり変だなと。

ただ、会派で今回の議論をしているとき、ちょうど台風18号による大雨があつて、そのときには9月議会の一般質問の通告を出してしまっていたので、この大雨のことについてはなかなか聞けないなど。こういうときに文書質問があつたら便利になるんじゃないかという意見もちょっと出たんですね。

けれども、被害がどうなっているのかというのは、先ほどからおっしゃられているように、ヒアリングで聞けば、現状、枚方市は十分に対応してくれるんじゃないかなと。それから、大きな被害が出たときは、これはもう議会としてきちんとした対応をしないといけないので、常任委員会なり、別の場なりで議論もされるだろうと。

そういうこともあつて、文書質問は本当に必要なのかどうかとなったとき、ずっと議論をしていたら、やっぱり、余り必要性がない、どうもぴんとこないということになったんです。

○堀井 勝委員 今、清水委員のお話を聞いていると、いわゆる会派を構成されているという大前提があると。会派を構成されている場合については、今おっしゃるようなことでいいんじゃないかと私は思います。

しかし、今、民主市民議員団は3人ですけれども、私だって、いつ1人になるかわからない。自分の主義主張を通していこうと思っても、会派を構成できないかもしれない。しかし、支持者がいる。有権者がいる。そういった方々に、議員としてどういう活動をしているのか、枚方市政に対してどう思っているのかというようなことを示すために、やっぱり、理事者、理事者というのはすなわち市長ですが、トップにそれをただしていくというのが議員の仕事であつて、そういうことをやろうと思ったら、会派を構成していれば、確かに先ほどから皆さんがおっしゃっているように、代表質問など、いろいろな機会があつて、それは可能です。しかし、私自身がいつ何どき1人になるかわからないのに、そういったものがなかったら。

だから、私は、先ほど、歴史的な経過を申し上げました。共産党議員団さんや公明党議員団さん、そのときは36分の1ですよ。36分の1から頑張つてこられて、今になっているわけです。今の議員の人は、いわば、その遺産を受けているわけです。でも、本当の先駆者というのは1人なんです。そういう意味で、やっぱり、ちゃんとそういうものを保障すべきじゃないかというのが私の意見なんです。

○広瀬ひとみ委員 四日市市議会さんが文書質問をされているということなんですけれども、ちなみに、文書質問というやり方をされている議会というのは、ほかにどれぐらいあるのか

というのは御存じですか。

○吉田章伸市議会事務局課長代理 文書質問ということに特化して、きちんと調査したことはございません。都道府県ですけれども、三重県議会でも文書質問をされているということはお伺いしたことがございます。

○高橋伸介委員長 今、委員の皆さんの御意見をお伺いしておりますと、この文書質問の規定につきましては、堀井委員から盛り込むべきという御意見もいただいておりますけれども、現状、多くの委員さんから御指摘いただいたように、本市議会では1議会ごとに1人30分の一般質問が既に担保されているということや、議会がそもそも言論の府であることを考えますと、現在の本市議会では必要性を感じられないという御意見が大勢のようでございます。

そこで、この条文につきましては、委員長判断といたしまして、現時点では枚方市議会基本条例には規定しない方向で今後の条文の組み立てをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○堀井 勝委員 私は少しもよろしくないんです。そのことを申し上げておきたいと思っておりますので、記録に残してもらいたい。

改革をやろうと言っているときに、よそがやっていないからとか、そんなことはどうでもいいんです。この間、枚方市議会として斬新なものを出していくということに改革の意義があるんじゃないかなと思っておりますので、その点だけ申し上げておきます。

○高橋伸介委員長 この会議は全部記録に残っておりますが、ただいまの御意見は特に記録に残しておきます。

○高橋伸介委員長 それでは、枚方市議会基本条例の基本設計についての協議は、この程度にとどめます。

○高橋伸介委員長 次に、案文作成作業に入ります。

まず、四日市市議会基本条例を参考に、第1章総則及び第2章議員の活動原則について、お手元に配付の資料のとおり、事務局がたたき台としての案文を作成しておりますので、説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、右肩に「資料2-1」としております枚方市議会基本条例(案)について、簡単に説明させていただきます。

これは、「資料2-2」の四日市市議会基本条例の第1章と第2章を抜粋したものをもとに作成したものでございます。基本的には「四日市市」を「枚方市」に単純に置き換えたものでございますが、一部、前文(案)に関する委員の皆さんの御協議を踏まえ、修正した点がございまして、その部分だけ説明させていただきます。

まず、第1章総則の第1条目的でございます。

その2行目に「議会がその機能を発揮し」とありますが、この点につきましては、四日市市議会基本条例では「議会がその権能を発揮し」となっております。これは、先ほど御協議いただいた枚方市議会基本条例の前文(案)において「その機能」とされていることに対応し、修正したものでございます。

次に、第1条の3行目に「もって市政の発展に寄与する」とありますが、この点につきましては、四日市市議会基本条例では「もって市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与する」となっております。これは、前文(案)におきまして「市民福祉の向上」とい

う言葉が削除されていることに対応したものでございます。

次に、第3条本条例の位置付けにつきましては、本市では、四日市市と異なり、自治基本条例が制定されておりませんので、これに関する部分を大幅に削除し、文言を整えたものでございます。

次に、第6条議会の位置付けでございます。

その2行目に「監視機能、検査機能並びに政策提言機能及び政策立案機能を併せ持ち」とありますが、この点につきましては、四日市市議会基本条例では「政策立案機能及び政策提言機能」と順番が入れ替わっております。これは、本市議会では政策提言が活発に行われている現状から、前文においても「政策提言や政策立案」とされていることに対応したものでございます。

次に、第2章議員の活動原則でございます。

第7条議員の活動原則の第2項と、第8条会派の第2項に「政策提言及び政策立案」とありますが、これも先ほど説明させていただいたとおり、順番を入れ替えております。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋伸介委員長 ありがとうございます。

それでは、第1章総則及び第2章議員の活動原則について、第1条から順に委員間で御協議をお願いしたいと思います。

まず、第1章の第1条目的についてはいかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 先ほどの議論の続きになるので、もう一遍繰り返しはしませんけれども、さっきの話の流れからすると、もとの四日市市議会と同じような形か、もしくは「生活」を除いても、「市民福祉の向上」という言葉はここに入れ込んでいただきたいという思いです。

○藤田幸久委員 前文に合わせての記述がいいと思いますので、この部分は、前文が固まった時点で、また協議されたらどうかと思います。

○高橋伸介委員長 前文は、先ほど、既に正副委員長案で、その部分を削除するということで進めております。

○藤田幸久委員 でしたら、この案のとおりでいいと思うんです。

○高橋伸介委員長 これについては、今回が初めての協議ですので、いろいろとお考えのことがあるかと思いますが、清水委員はどうですか。

○清水 薫委員 いいえ、別にありません。

第1条の部分については、会派の中で特に意見は出ませんでした。

○前田富枝委員 細かいことなんですけれども、市民の負託に「こたえ」というところを平仮名にされた意味というのは何かございますでしょうか。

○吉田章伸市議会事務局課長代理 枚方市のほかの条例の用語と合わせて、そのような形にさせていただきます。

○高橋伸介委員長 堀井委員、どうですか。

○堀井 勝委員 結構です。

○高橋伸介委員長 御意見をいただいている部分はあるんですけれども、現時点では、一応、この案をそのまま第1条として確定させて進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

○広瀬ひとみ委員 さっきも言いましたが、その点については納得がいかないということです。

- 高橋伸介委員長 はい、ちゃんと記録に残っておりますので。
- 高橋伸介委員長 それでは、現時点では、一応、この案をそのまま第1条として確定することといたします。
- 高橋伸介委員長 次に、第2条定義についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第2条として確定することといたします。
- 高橋伸介委員長 次に、第3条本条例の位置付けについてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第3条として確定することといたします。
- 高橋伸介委員長 次に、第4条基本理念についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第4条として確定することといたします。
- 高橋伸介委員長 次に、第5条基本方針についてはいかがでしょうか。
- 清水 薫委員 気になるのが第2号なんですよね。
- 第1号、第2号、第3号とあって、基本的には四日市市議会と同じ内容になっているんですけども、四日市市議会の場合は、第2号の部分についても前文できちんと規定されているということがあります。3つとも前文にも表現されているので、そのまま基本方針の中に持ってきているんですが、先ほどから出ているように、前文との整合性を図るということにすると、第1号と第3号はそのとおりですけれども、前文にないような状態で第2号というものが突如出てくる。やっぱり、そこが非常に変ではないか、そういう意見が出ました。
- 高橋伸介委員長 今、第5条第2号の「議会活動の諸場面において、市民参加を推進すること。」について、清水委員より御意見をいただいたところでございます。
- これは、内容として、削除した方がいいということによろしいですか。
- 清水 薫委員 そうですね。内容として、これは必要ないのかなと。
- 堀井 勝委員 私は、第3号を第2号よりも先にすべきではないかと思います。
- それが1点と、第2号はやっぱり置いておくべきだと思います。
- これから議会が発展していくためには、公聴会など、いろいろなことをやっていく必要が当然あると私は思いますし、もちろん行政も市民参加を求めていかれると思いますけれども、議会も市民参加を求めていくべきではないかと思いますので、この号はやっぱり生かすべきではないか、このように思います。
- 高橋伸介委員長 堀井委員からは、第2号と第3号を入れ替えて、そして、すべての文言はそのまま残すという御意見をいただきました。他にございませんか。
- 広瀬ひとみ委員 先ほどの前文の議論では、結局、「市民に信頼される議会」という中に、削除した部分、「市民に開かれた議会」、「市民参加の議会」が含まれているということで、まとめましょうかという話になったと思うんですね。
- だとするならば、具体のところではしっかりと書いておかなかつたら、単に「信頼される議会」というだけになってしまうと思うので、このままでいいと思います。
- 高橋伸介委員長 広瀬委員からは、第2号はそのままでもいいのではないかという御意見をいただきました。他にございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）この第5条については、一旦持ち帰っていただいて、再度、会派内で検討していただければと思っております。次回、

検討結果をお聞きいたしますので、よろしくお願ひいたします。

- 高橋伸介委員長 次に、第6条議会の位置付けについてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第6条として確定することといたします。
- 高橋伸介委員長 次に、第2章に入り、第7条議員の活動原則についてはいかがでしょうか。
- 清水 薫委員 いろいろな議会基本条例を見ていましたら、活動原則の中に、議員が一部の地域や団体のためでなく、市政全般のために活動する、あるいは、市民全体の負託にこたえなければならない、そういう文言が、今、非常に多く入っているんですね。
- ですから、会派の中では、枚方市議会基本条例を作るに当たって、やっぱり、議員の活動原則の中にそういう文言を入れてほしいという意見が出ました。
- 高橋伸介委員長 今、清水委員よりいただきました御意見は、要は一部の団体、一部の地域から離れて、全体を考えるとということですね。
- 清水 薫委員 そうですね。内容としては、そういうことです。
- 表現としてはいろいろとあるんですけども、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の代表であり、市政全般を考えて活動しなければならない。基本的には、そういう文言が入っています。
- 堀井 勝委員 その課題については、第2項に「市民の多様な意思を的確に把握し」とあるので、もう包含されているのではないかなと思うんですけども。私の意見です。
- 高橋伸介委員長 今、堀井委員がおっしゃったのは、第7条第2項ですね。
- 「議員は、市民の多様な意思を的確に把握し、必要な政策提言」とつながるわけですけども、そこに包含されているのではないかということなんですが、清水委員、いかがですか。
- 清水 薫委員 先ほどからの議論の中で出ているように、できる限り簡略化するというのを考えれば、そうなのかもわかりませんが、会派の意見としては、基本条例を作るに当たって、これからの議員活動の在り方として、市全体という文言をあえて表現すべきではないんですかということなんです。
- 堀井 勝委員 それをもし論じるとするならば、議員の倫理条例を作って、そこでそのことを述べておけばいいのではないかと。議会基本条例の中では、もう第2項で十分包含されているのではないかと。議員それぞれの資質の問題については、また別にしっかりと作った方が的確でいいんじゃないかなと。これは意見です。
- 岡林 薫委員 これは個人的な意見ですけども、先ほど清水委員がおっしゃった内容に関しては、「市民」と「市民等」ということで、定義が第2条にありまして、ここにすべてが入っていると思いますので、あえて第7条で述べる必要があるのかなと思いました。
- 大塚光央委員 私もそう思うんです。表現として、議員の活動原則はこのとおりなんですね。一部の団体に政党も入るのかという問題にまで波及するならば、それはもうここで論じられるべきこととは全く違うと思いますし、基本条例ですから、ごく原則的なことを述べるものだと思いますので、これでいいと思いますけれどもね。
- 広瀬ひとみ委員 今、結構たくさん自治体が合併されていて、京丹後市議会のお話を伺ったときも、合併によってまちが大きくなっているんで、もとの単位の町出身の議員さんは、どうしてもその町の要求を引っ提げてという形になってしまいますよね。そういう中で、地

域利益誘導の活動ばかりをしてはいけないというお話があったのかなと感じていたんですけども、こちらに来ていただいて、お話をしていただいたときに、何か非常にこだわっておられたのが印象的だったんですよ。地域利益誘導になってはいけないので、議会の一般質問も止められたりするという話までありましたよね。その部分は、枚方市議会ではどうかなという感じで聞いていたので、現状でもいいのではないかなと感じております。

○藤田幸久委員 第1項の最後に「誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない」と書かれています。が、「公正」という言葉にそれも含まれるのではないかなと思います。

○高橋伸介委員長 ほとんどの会派から御意見をいただいて、委員長としまして、この文言で問題はないと思うんですが、清水委員、会派はそれでまとまりそうですか。

○清水 薫委員 はい、わかりました。

○高橋伸介委員長 御意見をいただきましたが、この案をそのまま第7条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第8条会派についてはいかがでしょうか。

○清水 薫委員 またいろいろな議論を呼ぶかもわからないんですけども、これも各市議会の基本条例の文言を見ていましたら、会派に関する規定の中に「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする」という表現が入っていたので、会派内で議論したときは、やっぱり、その部分を入れるべきであるという意見が出ました。ですから、ここに追加すべきではないかと。

○高橋伸介委員長 今、清水委員より追加の提案がありましたが、皆さんはいかがでしょう。

○広瀬ひとみ委員 どんな感じの文言を思っておられるんですか。

○清水 薫委員 先ほども言いましたように、他の市議会の条例をよく見ていたら、「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする」とか、そういう文言が非常に多く入っているんですね。現在の案には、「議会活動を円滑に実施するために、会派を結成する」、「会派は、議員の活動を支援する」とか、「調査研究を行い」云々ということしか書いていませんが、会派とはそういう議員集団ですよという規定が入っていることが多いので、それをやっぱり第8条の中に入れていただきたいという意味です。

○藤田幸久委員 私の個人的な意見ですけども、「会派」という言葉の中に、同一の理念を共有するということが含まれていると思っています。会派を結成すること自体が同じ意見を持った方が集まるという解釈をしているので、私はこれでいいと思うんですけども。

○広瀬ひとみ委員 たしか、この議論を各派代表者会議でさせてもらったんですね。1人会派を認めるか、2人会派を認めるかという議論をしたときに聞いたんですが、もともと枚方市議会では、会派というのは同じ理念を持つ者で構成されるというようなことが何か書いてあるんですね。何に書いてあるんですか。

○吉田章伸市議会事務局課長代理 書いておりますのが、枚方市議会各派代表者会議規程で、その第2条に定義がございます。「会派」とは、主義主張を同じくする3人以上の所属議員を有する団体をいう」となっております。

○広瀬ひとみ委員 いろいろな形があると思うんですけども、条例には基本のところ書かれてあって、具体はまた別のところで議論すればいつでもその中身は変えられるという形にすることもできると思うし、もう既にそうやって規定されているのであれば、きちんと条例

の中に位置付けておくということもできるとは思うんですが、1人会派を認めるのかという、何かその議論ともリンクしてくるということもあるので、これはうちの会派の中でちょっと議論させていただけたらと思います。

○高橋伸介委員長 会派につきましては、先ほど吉田課長代理が申しあげましたように、各派代表者会議規程というのがあって、はっきりと規定されているわけです。その規定の中身を議会改革調査特別委員会で変えることが是か非かといいますと、これは大きくずれてくるのではないかと思うわけですが、堀井委員、御意見がありそうですね。

○堀井 勝委員 確かに、今、吉田さんが述べたように、厳格にはそれが会派だろうと思うんですけれども、そうなると、うちの会派なんかは全然認められない。三者三様でばらばらや。賛成もあれば、反対もあるし、退場もあるという。これとて、うちは1つの会派なんですよ。やっぱり、立つ位置をお互いに尊重し合う。お互いに尊重し合って、なおかつ、市政の発展と市民福祉の向上に尽くすという、それが会派ではないのかと私は思います。ですから、うちの会派は、私が代表をさせてもらっていますけれども、それぞれ自分で責任を持って態度を示すべきだというスタンスを定めております。

○広瀬ひとみ委員 ただ、議会活動を円滑に実施するために、理念を共有する者が会派を構成することができるということになっていて、理念が同じだから円滑に運営することができるわけですよ。各会派の御意見はどうですかと聞かれたときでも、会派の中で意見をまとめてくることになるので、一応は、会派の中の御意見を伺って代表が出てくるという形になっていることによって、合理性が保たれているわけですよ。だから、時と場合によって、個々の案件についていろいろな意見があるにしても、基本的には理念を同じくする者が会派だということは確認しておかないと、後々もややこしいと思います。

○堀井 勝委員 私が先ほど述べましたように、少なくとも、市政の発展と市民福祉の向上を目指す、そういうところでは一致しております。それ以外のところは、みんな立つ位置が違いますということです。

○大橋智洋委員 理念や主義主張は、だれが違うと言えるのかという話もあると思うんですよ。例えば、一般質問などをお聞きしていると、地域課題だったら、同じ会派でも、それぞれ正反対のことを言ったりということも十分あり得ると思いますので、これをそこにうたったときに、じゃあ、だれがそれを違うじゃないかと言えるのかと。実際は、その辺もちょっと難しいのではないかと思います。

○高橋伸介委員長 暫時休憩します。

(午前11時9分 休憩)

(午前11時11分 再開)

○高橋伸介委員長 再開します。

○高橋伸介委員長 いろいろと御意見をちょうだいいたしましたが、この案をそのまま第8条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 それでは、第1章総則及び第2章議員の活動原則についての本日の協議は、この程度にとどめます。

なお、前文と同様、第1条以下の条文についても、案文作成作業が進む中で修正の必要が生じる場合も考えられますので、案文作成作業を一通り終えた後、改めて確認の場を設けた

いと考えております。委員の皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは、次回までに第1章総則及び第2章議員の活動原則のうち、次回以降も引き続き御協議いただくことにした第5条に加え、四日市市議会基本条例を参考に、第3章議案及び政策の審議及び調査について会派内で御検討いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○高橋伸介委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこちらをもって散会します。

(午前11時13分 散会)

委員長 高橋伸介

議長 有山正信